

高齢者や障がい者の皆さんは 避難行動要支援者名簿に登録を

市は、災害時に一人で避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者の皆さんの安全・安心のために、避難行動要支援者の名簿登録を受け付けています。市へ登録された情報は、民生委員や行政区長など地域の支援者へ提供し、災害が起きたときの安否確認や日ごろの声かけ・見守り活動に活用していきます。

避難行動要支援者名簿とは
避難行動要支援者名簿は、災害時に地域の支援者に提供され、安全確認や救助に役立てられます。
●名簿記載情報 行政区、氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯構成員、緊急連絡先。その他任意で、かかりつけ病院、介護保険居宅介護支援事業所など

名簿への登録申し込み
在宅の人で、次のいずれかに該当する人は、「避難行動要支援者登録兼見守り活動登録申請書」を市へ提出すれば、避難行動要支援者名簿へ登録できます。
▽75歳以上の高齢者のみの世帯
▽要介護3以上の認定を受けている人
▽身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
▽療育手帳Aの交付を受けている人
▽精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人
▽難病医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている人
▽行政区長、民生児童委員が特に支援を必要と認めた人
▽自ら名簿への掲載を求めるもので市が認めた人

避難行動要支援者とは
災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに、一人暮らしの高齢者や障がい者など、自分ひとりで安全に避難することが困難で、他の人の支援を必要とする人を避難行動要支援者といいます。

▽災害時 地域の支援者が、要支援者の安否確認や避難所への移動を支援します
●名簿情報の守秘義務 名簿提供先には守秘義務が課せられます。災害対応・見守り活動以外での情報の利用は禁止されています

▽平常時（個人情報提供に同意する人） 地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から定期的な見守り活動に役立てられます
▽平常時（個人情報提供に同意しない人） 地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から定期的な見守り活動に役立てられません

要支援者



③避難支援・見守り



地区社会福祉協議会、警察、民生児童委員、消防団、自主防災組織、行政区長および協力員など

地域の支援者

名簿登録の流れ

①申請
(個人情報提供への同意・不同意の確認)



柳川市

②名簿提供

▷平常時は、同意がある者のみ見守り活動のために名簿を提供
▷災害時は、同意有無関係なく全員の名簿を提供

避難行動要支援者名簿 Q & A

Q 1. 申請（登録）するとどういった支援が受けられますか？

A. 登録した情報は災害時に地域の支援者に共有され、スムーズな安否確認や避難支援に活用されます。

Q 2. 申請（登録）はしないとダメですか？

A. 申請は任意ですが、名簿に登録することで、いざという時にスムーズな安否確認や避難支援などを受けることができるようになります。安全・安心のためにも申請をお勧めします。

Q 3. 地域の支援者とはどのような人ですか？

A. 在宅介護支援センターや市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、柳川警察署、民生児童委員、市消防団、自主防災組織、行政区長および協力員などです。

Q 4. 「個人情報の提供に同意」とありますが、どういう意味ですか？

A. 申請書には、個人情報を記載する項目があります。この個人情報を提供することに同意した場合のみ、地域の支援者に提供し、平常時の見守り活動に活用します。なお、地域の支援者以外の人に個人情報が提供されることはありません。

Q 5. 申請したいのですが、登録した情報は地域の支援者に提供されたくありません

A. 個人情報を提供することに不同意と意思表示をしてください。そうした場合、平常時に登録した情報が地域の支援者に提供されることはありません。ただし、災害時には、災害対策基本法に基づき、必要な範囲で地域の支援者へ登録した情報が提供されます。

Q 6. 申請をすれば助けてもらえるのですか？

A. 申請をしたからといって避難行動要支援者の救助を保証するものではありません。災害時は、まず自分で身の安全を確保すること、また、地域での支え合いが大変重要です。避難行動要支援者が被災した場合、登録した情報を地域の支援者で共有し、消防や警察、自衛隊などへ速やかに情報を提供します。

Q 7. 避難行動要支援者に該当しません。申請をすることは可能ですか？

A. 避難行動要支援者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な人を対象としているため、該当しない人は申請はできません。詳しくは市福祉課へお問い合わせください。

Q 8. 代理申請はできますか？

A. 避難行動要支援者に該当する人が障がいや高齢などの理由により記入が困難な場合には、代理申請が可能です。代理申請者の署名欄がありますので記入をお願いします。

Q 9. 申請書受付期間はありますか？

A. 申請書受付期間は特に設けていません。申請は随時受け付けています。

Q 10. 以前登録の申請をしました。再度、申請が必要ですか？

A. 個人情報の提供先である地域の支援者に今回、「市社会福祉協議会」、「市消防団」を追加したので、再度、申請をお願いします。ただし、再申請が必要な人へは市から手続きの案内をします。



▲平成 24 年 7 月の九州北部豪雨でボートを使い救助に向かう柳川消防署員

※災害の状況によっては、地域の支援者の多くも被災者になりうることから、この名簿に登録することで、災害時などの支援が必ず約束されるものではないことをご理解ください。